

風営法による許可・届出の対象となる主な営業一覧表

次の業種を営業するには、「許可・届出の別」欄の区分に従い、許可又は届出が必要です。

営業区分		営業種別		具体的営業内容	許可・届出の別
風俗営業 (風営法第2条第1項)	1号営業	料理店・社交飲食店		キャバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業	許可
	4号営業	マージャン店		設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業	許可
		パチンコ店等		設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業	許可
	5号営業	ゲームセンター等		遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの(国家公安委員会規則で定めるものに限る。)を備える店舗その他これに類する区画された施設(旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。)において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業	許可
特定遊興飲食店営業 (風営法第2条第11項)				ナイトクラブその他設備を設けて客に遊興をさせ、かつ、客に飲食をさせる営業(客に酒類を提供して営むものに限る。)で、午前6時後翌日の午前零時前の時間においてのみ営むもの以外のもの(風俗営業に該当するものを除く。)	許可
性風俗関連 特殊営業	店舗型性風俗 特殊営業 (風営法第2条第6項)	1号営業	個室付浴場	浴場業(公衆浴場法(昭和二十三年法律第百三十九号)第一条第一項に規定する公衆浴場を業として経営することをいう。)の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業(公衆浴場業法の許可の取得の有無は問わない。)	届出
		3号営業	ストリップ劇場等	専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場(興行場法(昭和二十三年法律第百三十七号)第一条第一項に規定するものをいう。)として政令で定めるものを経営する営業	届出
		4号営業	モーテル・ラブホテル等	専ら異性を同伴する客の宿泊(休憩を含む。以下この条において同じ。)の用に供する政令で定める施設(政令で定める構造又は設備を有する個室を設けるものに限る。)を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる営業	届出
		5号営業	アダルトショップ等	店舗を設けて、専ら、性的好奇心をそそる写真、ビデオテープその他の物品で政令で定めるものを販売し、又は貸し付ける営業	届出
	無店舗型性風俗 特殊営業 (風営法第2条第7項)	1号営業	派遣型ファッションヘルス営業	人の住居又は人の宿泊の用に供する施設において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの	届出
		2号営業	アダルトビデオ等通信販売	電話その他の国家公安委員会規則で定める方法による客の依頼を受けて、専ら、前項第五号の政令で定める物品を販売し、又は貸し付ける営業で、当該物品を配達し、又は配達させることにより営むもの	届出
	映像送信型性風俗 特殊営業 (風営法第2条第8項)			専ら、性的好奇心をそそるため性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せる営業で、電気通信設備を用いてその客に当該映像を伝達すること(放送又は有線放送に該当するものを除く。)により営むもの	届出
	飲食店営業	深夜における酒類提供 飲食店営業			バー、酒場等、深夜(午前0時から午前6時までの間)において、設備を設けて客に酒類を提供して営む飲食店営業(営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。)

「風営法」は「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」を意味します。